

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	妊婦のための支援給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柏原市は、妊婦のための支援給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

大阪府柏原市

公表日

令和7年8月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	妊婦のための支援給付事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づく妊婦のための支援給付に関する事務。 具体的には、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第10条の9第1項の妊婦給付認定（同条第2項に規定する妊婦給付認定をいう。次号において同じ。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②子ども・子育て支援法第10条の10の妊婦給付認定の取消しに関する事務 ③子ども・子育て支援法第10条の12第1項の妊婦支援給付金の支給に関する事務 ④子ども・子育て支援法第10条の13第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤子ども・子育て支援法第10条の13第2項の情報の提供の求めに関する事務
③システムの名称	妊婦のための支援給付台帳、健康管理システム（LGHEALTH21/AdⅡ）、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

妊婦のための支援給付事務

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の第127の項
--------	---------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉こども部こども家庭安心課
②所属長の役職名	こども家庭安心課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉こども部こども家庭安心課 大阪府柏原市安堂町1-55 072-943-4811
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉こども部こども家庭安心課 大阪府柏原市安堂町1-55 072-943-4811
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守し、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。また、特定個人情報を取り扱う際には、複数人での確認を徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いについて「柏原市情報セキュリティに関する基準」に基づき、特定個人情報を保有する媒体の保管場所の施錠を徹底し、特定個人情報を保持する端末を使用する者を事務担当職員に限定する等の対策を行う事で、物理的安全管理措置及び技術的安全措置を実施している。	

變更箇所

[illegible]